

令和 2 年 9 月 4 日

令和 2 年度第 1 回近畿住宅政策連絡協議会 空き家分科会

## 「空家等対策に係る財産管理制度の活用について」

**資料編**

|        |                            |    |
|--------|----------------------------|----|
| 資料 1   | 講師プロフィール                   | 2  |
| 資料 2   | 相続人不存在の場合の手続フロー            | 3  |
| 資料 3   | 相続財産管理人選任申立てにかかる費用         | 4  |
| 資料 4   | 相続財産管理人選任申立てに必要な書類         | 5  |
| 資料 5   | 不在者財産管理制度活用の流れ             | 6  |
| 資料 6   | 不在者財産管理人選任申立てに必要な費用        | 7  |
| 資料 7   | 不在者財産管理人選任申立てに必要な書類        | 8  |
| 資料 8   | 家事審判申立書（ひな形）               | 9  |
| 資料 9   | 財産目録（土地）                   | 11 |
| 資料 1 0 | 申立書記入例（大阪家裁、相続財産管理人選任申立書）  | 12 |
| 資料 1 1 | 申立書記入例（大阪家裁、不在者財産管理人選任申立書） | 14 |
| 資料 1 2 | 参考条文                       | 16 |

## 資料1 講師プロフィール

### 弁護士 林堂佳子（はやしどう よしこ）

（事務所） 弁護士法人青雲法律事務所

（略 歴） 大阪府出身。関西大学法学部、関西大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了  
平成 17 年 10 月 弁護士登録（58 期）

（委員歴）（現職）

近畿弁護士会連合会 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員

大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会委員

大阪弁護士会 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会副委員長

大阪弁護士会 民事訴訟法の運用に関する協議会委員

大阪弁護士会 相続財産管理人プロジェクトチーム委員

（役職等）平成 26 年 4 月～現在 大阪家庭裁判所家事調停委員

平成 27 年 4 月～現在 八尾市職員倫理委員会委員

平成 31 年 4 月～現在 寝屋川市地域福祉計画推進委員会委員

令和 2 年 4 月～現在 大阪府入札監視等委員会委員

令和 2 年 4 月～現在 大阪府金融機関警察連絡協議会参与

### 弁護士 東 尚吾（あずま しょうご）

（事務所） 山口法律会計事務所

（略 歴） 大阪府出身。大阪大学法学部、大阪市立大学大学院法曹養成専攻卒業  
平成 20 年 12 月 弁護士登録（61 期）

（委員歴）（現職）

大阪弁護士会 行政問題委員会副委員長

大阪弁護士会 空家等対策プロジェクトチーム副座長

大阪弁護士会 相続財産管理人プロジェクトチーム委員

大阪自治体法実務研究会 世話役

（役職等）平成 26～28 年度 堺市包括外部監査 補助者

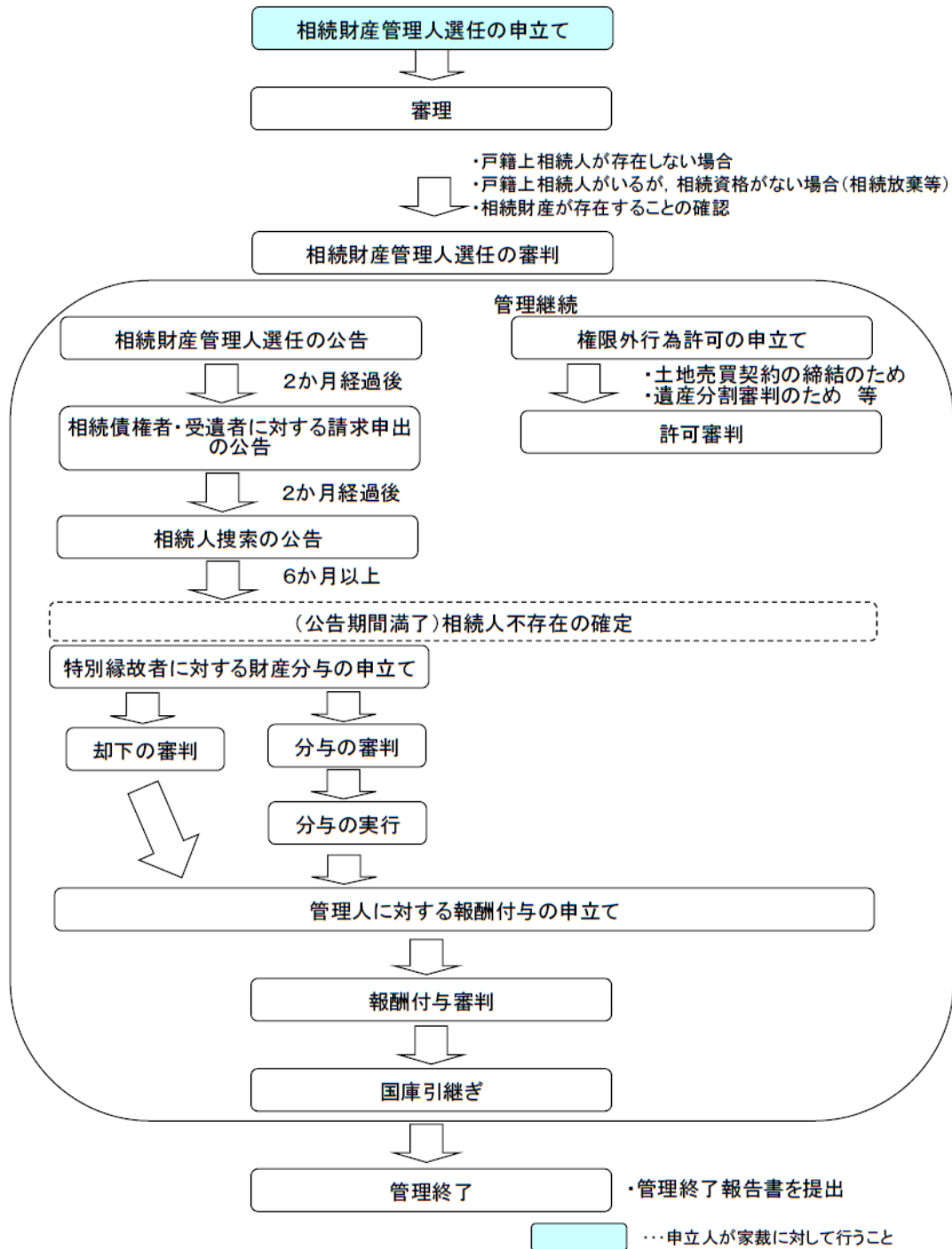
平成 27 年度～現在 近畿厚生局近畿地方年金記録訂正審議会（第 4 部会長）

平成 28 年 2 月～現在 大阪市空家等対策協議会委員

平成 28 年度～現在 大津市審理員候補者

平成 29 ～令和元年度 大阪府包括外部監査 補助者 等

**資料2 相続人不存在の場合のフロー**



出典：所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン（第3版）

### **資料3 相続財産管理人選任申立てにかかる費用**

- ・収入印紙 800 円分
- ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。なお、各裁判所のウェブサイトの「裁判手続を利用する方へ」中に掲載されている場合もあります。）
- ・官報公告料 4230 円（家庭裁判所の指示があってから納めてください。）

※ 相続財産の内容から、相続財産管理人が相続財産を管理するために必要な費用（相続財産管理人に対する報酬を含む。）に不足が出る可能性がある場合には、相続財産管理人が円滑に事務を行うことができるように、申立人に相当額を予納金として納付していただくことがあります。

出典：裁判所ホームページ

[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui\\_kazi/kazi\\_06\\_15/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_15/index.html)

#### 資料4 相続財産管理人選任申立てに必要な書類

(1) 申立書

(2) 標準的な申立添付書類

- ・被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいらっしゃる場合，その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・代襲者としてのおいめいで死亡している方がいらっしゃる場合，そのおい又はめいの死亡の記載がある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- ・財産を証する資料（不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書），預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し，残高証明書等）等）
- ・利害関係人からの申立ての場合，利害関係を証する資料（戸籍謄本（全部事項証明書），金銭消費貸借契約書写し等）
- ・財産管理人の候補者がある場合にはその住民票又は戸籍附票

※ 同じ書類は1通で足りません。

※ もし，申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は，その戸籍等は申立後に追加提出することでも差し支えありません。

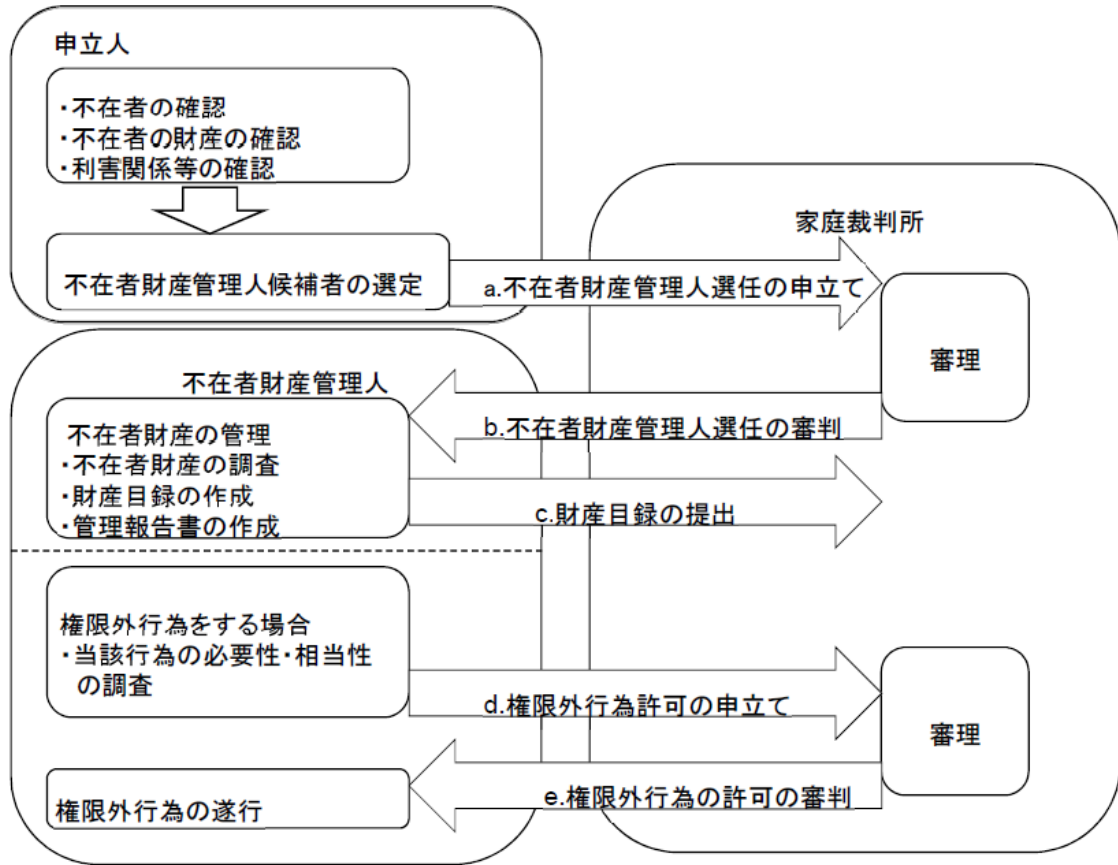
※ 戸籍等の謄本は，戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。

※ 審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。

出典：裁判所ホームページ

[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui\\_kazi/kazi\\_06\\_15/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_15/index.html)

**資料5 不在者財産管理制度活用の流れ**



出典：所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン（第3版）

## **資料6 不在者財産管理人選任申立てに必要な費用**

- ・収入印紙 800 円分
- ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。なお、各裁判所のウェブサイトの「裁判手続を利用する方へ」中に掲載されている場合もあります。）

※ 不在者の財産の内容から、不在者財産管理人が不在者の財産を管理するために必要な費用（不在者財産管理人に対する報酬を含む。）に不足が出る可能性がある場合には、不在者財産管理人が円滑に事務を行うことができるように、申立人に相当額を予納金として納付していただくことがあります。

出典：裁判所ホームページ

[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui\\_kazi/kazi\\_06\\_05/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_05/index.html)

## 資料7 不在者財産管理人選任申立てに必要な書類

(1) 申立書

(2) 標準的な申立添付書類

- ・不在者の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・不在者の戸籍附票
- ・財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票
- ・不在の事実を証する資料
- ・不在者の財産に関する資料（不動産登記事項証明書，預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し，残高証明書等）等）
- ・利害関係人からの申立ての場合，利害関係を証する資料（戸籍謄本（全部事項証明書），賃貸借契約書写し，金銭消費貸借契約書写し等）

※ 同じ書類は1通で足りません。

※ もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

出典：裁判所ホームページ

[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui\\_kazi/kazi\\_06\\_05/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_05/index.html)



**資料8 家事審判申立書（ひな形）**

|  |   |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
|--|---|--------|--|---|--------|------------|---|-----------------------|--|------|--------|----------------------------|--|----|--|--|
| 受付印<br><br><br><table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">収入印紙</td> <td style="width: 50%;">円</td> </tr> <tr> <td>予納郵便切手</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>予納収入印紙</td> <td>円</td> </tr> </table> | 収入印紙  | 円      | 予納郵便切手                                 | 円 | 予納収入印紙 | 円          | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <b>家事審判申立書 事件名( )</b> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                 (この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。)<br/><br/>                 (貼った印紙に押印しないでください。)<br/>                 (注意) 登記手数料としての収入印紙を納付する場合は、登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。             </td> </tr> </table> | <b>家事審判申立書 事件名( )</b> | (この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。)<br><br>(貼った印紙に押印しないでください。)<br>(注意) 登記手数料としての収入印紙を納付する場合は、登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。 |      |        |                            |  |    |  |  |
| 収入印紙   | 円   |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| 予納郵便切手   | 円   |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| 予納収入印紙   | 円   |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| <b>家事審判申立書 事件名( )</b>  |   |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| (この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。)<br><br>(貼った印紙に押印しないでください。)<br>(注意) 登記手数料としての収入印紙を納付する場合は、登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。   |   |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| 準口頭 <input type="checkbox"/>   | 関連事件番号 平成・令和 年(家 )第 号   |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| 家庭裁判所 御中<br>令和 年 月 日   | 申立人<br>(又は法定代理人など)<br>の記名押印   |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| 添付書類   | (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)  |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| 申立人  | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">本籍(国籍)</td> <td colspan="2">(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。)</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒 - 電話 ( )</td> <td>( 方)</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>〒 - 電話 ( )</td> <td>( 方)</td> </tr> <tr> <td>フリガナ氏名</td> <td colspan="2">昭和<br/>平成<br/>令和 年 月 日生 ( 歳)</td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> | 本籍(国籍) | (戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) |   | 住所     | 〒 - 電話 ( ) | ( 方)  | 連絡先                   | 〒 - 電話 ( )   | ( 方) | フリガナ氏名 | 昭和<br>平成<br>令和 年 月 日生 ( 歳) |  | 職業 |  |  |
| 本籍(国籍)   | (戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。)  |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| 住所   | 〒 - 電話 ( )  | ( 方)   |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| 連絡先  | 〒 - 電話 ( )  | ( 方)   |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| フリガナ氏名   | 昭和<br>平成<br>令和 年 月 日生 ( 歳)  |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| 職業   |   |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| ※  | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">本籍(国籍)</td> <td colspan="2">(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。)</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒 - 電話 ( )</td> <td>( 方)</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>〒 - 電話 ( )</td> <td>( 方)</td> </tr> <tr> <td>フリガナ氏名</td> <td colspan="2">昭和<br/>平成<br/>令和 年 月 日生 ( 歳)</td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> | 本籍(国籍) | (戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) |   | 住所     | 〒 - 電話 ( ) | ( 方)  | 連絡先                   | 〒 - 電話 ( )   | ( 方) | フリガナ氏名 | 昭和<br>平成<br>令和 年 月 日生 ( 歳) |  | 職業 |  |  |
| 本籍(国籍)   | (戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。)  |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| 住所   | 〒 - 電話 ( )  | ( 方)   |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| 連絡先  | 〒 - 電話 ( )  | ( 方)   |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| フリガナ氏名   | 昭和<br>平成<br>令和 年 月 日生 ( 歳)  |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |
| 職業   |   |        |  |   |        |            |   |                       |  |      |        |                            |  |    |  |  |

(注) 太枠の中だけ記入してください。  
 ※の部分には、申立人、法定代理人、成年被後見人となるべき者、不在者、共同相続人、被相続人等の区別を記入してください。  
 別表第一(1/ )

申 立 て の 趣 旨

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

申 立 て の 理 由

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

別表第一（ / ）

出典：裁判所ホームページ

[https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/2019\\_betsulshinpan\\_m.pdf](https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/2019_betsulshinpan_m.pdf)

資料9 財産目録（土地）

財 産 目 録 （ 土 地 ）

| 番号 | 所 在 | 地 番 | 地 目 | 面 積    | 備 考 |
|----|-----|-----|-----|--------|-----|
|    |     | 番   |     | 平方メートル |     |
|    |     |     |     |        |     |
|    |     |     |     |        |     |
|    |     |     |     |        |     |
|    |     |     |     |        |     |
|    |     |     |     |        |     |
|    |     |     |     |        |     |
|    |     |     |     |        |     |
|    |     |     |     |        |     |
|    |     |     |     |        |     |

( / )

出典：裁判所ホームページ

<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file5/R01-to031913002n.pdf>

資料 10 申立書記入例（大阪家裁、相続財産管理人選任申立書）

|                           |  |                                  |                   |
|---------------------------|--|----------------------------------|-------------------|
| 受付印                       |  | 相続財産管理人選任申立書（相続人不存在の場合）          |                   |
| 収入印紙 800 円                |  | （この欄に収入印紙をはる）                    |                   |
| 予納郵便切手 円                  |  |                                  |                   |
| 関連事件番号                    |  | 平成・令和 年（家）第 号                    |                   |
| 大阪家庭裁判所 御中<br>令和 ●年●●月●●日 |  | 申立人<br>（又は代理人）の署名<br>押印又は記名押印    | 乙田 杉男 印           |
| 添付書類                      | 被相続人の戸（除）籍謄本・改製原戸籍謄本（出生から死亡まで連続しているもの）各1通<br>被相続人の住民票（除票）又は戸籍附票（除票）1通<br>被相続人の父母の戸（除）籍謄本・改製原戸籍謄本（出生から死亡まで連続しているもの）各1通<br>財産目録1通 不動産登記全部事項証明書 通 固定資産評価証明書 通<br>通帳の写し 通<br>相続関係図1通<br>利害関係を証するもの |                                  |                   |
| 申立人                       | 本籍   | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地                  |                   |
|                           | 住所   | 〒〇〇〇-〇〇〇〇<br>〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇-〇〇号 | 電話 (〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 |
|                           | 連絡先  | 〒                                | 電話 ( )            |
| 被相続人                      | フリガナ名  | オツダ スギオ<br>乙田 杉男                 |                   |
|                           | 本籍   | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地                  |                   |
|                           | 最後の住所  | 大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇-〇〇号              |                   |
|                           | 職業   | 会社員                              |                   |
| フリガナ名                     | コウノ タロウ<br>甲野 太郎   | 平成<br>令和 △年△△月△△日死亡              |                   |

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 申立ての趣旨 | 被相続人の相続財産の管理人を選任する審判を求める。 |
|--------|---------------------------|

| 申 立 て の 実 情    |  |
|----------------|--|
| 申立ての理由         | 被相続人は、平成・令和 △年△月△日に死亡しましたが、<br>※ ① 相続人があることが明らかでないため。<br>2 相続人全員が相続の放棄をしたため。   |
| 申立人が利害関係を有する事情 | ※ 1 相続債権者 2 相続財産の分与を請求する者<br>3 特定受遺者 ④ その他（事務管理者）<br><br>(その詳細) 申立人は、被相続人の隣の家に居住し、平成□年ころから、被相続人の身の回りの世話をし、被相続人所有の別紙財産目録中の不動産を事実上管理してきた者ですが、その不動産を引き継ぐことができません。 |
| 遺言             | ※ 1 あり 2 なし ③ 不明 4 その他   |
| 相続財産           | ※ ① 土地 ② 建物 3 現金 ④ 預貯金<br>5 有価証券 6 貸金等の債権 7 借地権・借家権<br>8 その他（ ）<br>9 負債（ ）   |
| 特記事項           |  |

相続選任（不存在）2 / 2

出典：裁判所ホームページ（大阪家庭裁判所）

<https://www.courts.go.jp/osaka/vc-files/osaka/file/04souzokuzaisanrei.pdf>

資料 1 1 申立書記入例（大阪家裁、不在者財産管理人選任申立書）

|                           |  |                                  |                       |
|---------------------------|--|----------------------------------|-----------------------|
| 受付印                       | <b>不在者財産管理人選任申立書</b>   |                                  |                       |
| 収入印紙 800 円                | (この欄に収入印紙をはる)  |                                  |                       |
| 予納郵便切手 円                  | (はった印紙に押印しないでください)   |                                  |                       |
| 関連事件番号                    | 平成・令和  | 年(家)                             | 第 号                   |
| 大阪家庭裁判所 御中<br>令和●●年●●月●●日 | 申立人<br>(又は代理人)の署名<br>名押印又は記名押印   | 甲野 二郎                            | 印                     |
| 添付書類                      | 不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)1通、住民票又は戸籍附票1通<br>財産目録1通 不動産登記全部事項証明書 通、固定資産評価証明書 通<br>通帳の写し 通<br>不在者の不在の事実を証する書面<br>申立人の利害関係を証する書面 |                                  |                       |
| 申<br>立<br>人               | 本籍   | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地                  |                       |
|                           | 住所   | 〒〇〇〇-〇〇〇〇<br>〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇-〇〇号 | 電話 (〇〇)<br>〇〇〇〇-〇〇〇〇  |
|                           | 連絡先  | 〒                                | 電話 ( )                |
|                           | フリガナ氏名   | コウノ ジロウ<br>甲野 二郎                 |                       |
| 不<br>在<br>者               | 本籍   | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地                  |                       |
|                           | 従来の住所  | 〇〇府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号                 |                       |
|                           | 職業   | なし                               |                       |
|                           | フリガナ氏名   | コウノ イチロウ<br>甲野 一郎                | 昭和<br>平成 △△年 △△月 △△日生 |

不在者財産管理人選任 1/2

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 申立ての趣旨 | 不在者の財産の管理人を選任する審判を求める。 |
|--------|------------------------|

| 申 立 て の 実 情            |   |
|------------------------|---|
| 申立ての理由                 | 不在者は昭和(平成)令和▲▲年▲▲月▲▲日(当時▲▲歳)から行方不明であるが<br>※ ① 不在者が財産管理人を置いていないため。<br>2 不在者が置いた財産管理人の権限が消滅したため。                              |
| 申立人が利害<br>関係を有する<br>事情 | ※ ① 不在者の親族 2 債権者<br>3 国・地方公共団体等 4 その他( )<br>(その詳細)<br>申立人は、不在者の弟です。平成□□年□□月□□日に、不在者の父である甲野太郎が死亡し、共同相続人間で遺産分割の協議をすることになったため。 |
| 申立ての動機                 | ※ 1 財産管理 2 売却<br>③ 遺産分割 4 その他( )  |
| 不在者の財産                 | ※ ① 土地 ② 建物 3 現金 4 預貯金<br>5 有価証券 6 貸金等の債権 7 借地権・借家権<br>8 その他( )<br>9 負債( )  |
| 特記事項                   |   |
| 管理人<br>候補者             | ※ 1 下記の者が適当と考えます。<br>② 家庭裁判所で適当な人を選任してください。<br>住 所 電話<br><br>フリガナ 昭和<br>氏 名 平成 年 月 日生<br>職 業 不在者との関係                        |

(注) 太枠の中だけ記入してください。※の部分は、当てはまる番号を○で囲んでください。

## 資料 1 2 参考条文

### ◆民法（明治二十九年法律第八十九号）

（不在者の財産の管理）

第二十五条 従来の住所又は居所を去った者（以下「不在者」という。）がその財産の管理人（以下この節において単に「管理人」という。）を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

2 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならない。

（管理人の職務）

第二十七条 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

2 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

（管理人の権限）

第二十八条 管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

（権限の定めのない代理人の権限）

第百三条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

一 保存行為

二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

（共有物の使用）

第二百四十九条 各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。

（共有物の変更）

第二百五十一条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。

（共有物の管理）

第二百五十二条 共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

（共有物に関する負担）

第二百五十三条 各共有者は、その持分に応じ、管理の費用を支払い、その他共有物に関する負担を負う。

2 共有者が一年以内に前項の義務を履行しないときは、他の共有者は、相当の償金を支払ってその者の持分を取得することができる。

（相続開始の場所）

第八百八十三条 相続は、被相続人の住所において開始する。

（相続人の欠格事由）

第八百九十一条 次に掲げる者は、相続人となることができない。

一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者



- 二 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。
- 三 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
- 四 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者
- 五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

(推定相続人の廃除)

第八百九十二条 遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

(共同相続の効力)

第八百九十八条 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

(法定相続分)

- 第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。
- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
  - 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
  - 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。
  - 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

(遺産の分割の基準)

第九百六条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

(相続財産の管理)

- 第九百十八条 相続人は、その固有財産におけるのと同じの注意をもって、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りでない。
- 2 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。
  - 3 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

(相続人が数人ある場合の相続財産の管理人)

- 第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。
- 2 前項の相続財産の管理人は、相続人のために、これに代わって、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。
  - 3 第九百二十六条から前条までの規定は、第一項の相続財産の管理人について準用する。この場合において、第九百二十七条第一項中「限定承認をした後五日以内」とあるのは、「その相続財産の管理人の選任があった後十日以内」と読み替えるものとする。

(相続の放棄の方式)

第九百三十八条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

(相続の放棄の効力)

第九百三十九条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみ

なす。

(相続財産法人の成立)

第九百五十一条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

(相続財産の管理人の選任)

第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

2 前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。

(不在者の財産の管理人に関する規定の準用)

第九百五十三条 第二十七条から第二十九条までの規定は、前条第一項の相続財産の管理人（以下この章において単に「相続財産の管理人」という。）について準用する。

(包括受遺者の権利義務)

第九百九十条 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。

## ◆家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）

(管理者の改任等)

第二百二十五条

(1項～6項略)

7 家庭裁判所は、成年被後見人が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、成年被後見人、財産の管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

(管轄)

第四百四十五条 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件は、不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(処分の取消し)

第四百四十七条 家庭裁判所は、不在者が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、不在者、管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、民法第二十五条第一項の規定による管理人の選任その他の不在者の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

(管轄)

第二百三条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。

一 相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

(2号以下略)

(管理者の改任等に関する規定の準用)

第二百八条 第二百二十五条の規定は、相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

## ◆所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）

第三十八条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長（次条第五項において「国の行政機関の長等」という。）は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に對し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすることができる。

## ◆空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（特定空家等に対する措置）

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

（5～8項 略）

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

（11項～15項 略）